

下関放火事件と伴走型支援

0120-4342-81

読売新聞

号外

JR下関駅全焼



店舗含め3000平方メートル焼失

山陽・山陰線
運転見合わせ

【下関市】JR下関駅が11日午後1時30分ごろ、不明の火災で全焼した。駅舎は約3000平方メートルにわたって焼失し、駅内は煙で充ち溢れた。JR西日本によると、山陽・山陰線の下関駅～下関駅南間の区間で、11日午後2時から12日午前1時までの間、列車の運転が中止された。駅舎は、駅舎1階と2階の間にあったエレベーターの故障が原因と見られる。駅舎は、駅舎1階と2階の間にあったエレベーターの故障が原因と見られる。駅舎は、駅舎1階と2階の間にあったエレベーターの故障が原因と見られる。

下関

なし
件と
何か

下関駅放火事件の経緯

■2006年1月7日午前1時50分出火

■Fさん 当時74歳

■放火理由「行く場所がなく刑務所に戻りたかった」

■北九州市⇒保護申請拒否・隣接市までの切符

■NPO法人抱樸(当時ホームレス支援機構)の対応

1月3日 新年炊き出し

問題解決も重要だが相談の有無が最重要

■放火は罪

しかし、あの日の選択は存在したか？

事件の経緯

■1月3日 友人を訪ね福岡へ

⇒道に迷い①警察官によって保護される。警察署にてカップ麺をもらい再び小倉へ向かう

⇒途中具合が悪くなり②病院へ救急搬送。入院なし。対応は③福津市福祉事務所。隣接の水巻市までの電車の切符を渡す

■1月4日 福津市から水巻市、さらに北九州

⇒北九州市④戸畑区役所に相談。対応なし。

⇒①スーパーで万引き・⑤戸畑警察署へ。逮捕なし。

⇒戸畑署警察官にJR南小倉駅に送ってもらう

⇒当日は小倉で野宿

事件の経緯

■1月6日 小倉

⇒②再び万引き 自ら店員に告げ⑥小倉北警察署に行く。逮捕なし。

⇒小倉北警察署により⑦小倉北福祉事務所に連れて行かれる

⇒小倉北福祉事務所は、下関駅までの交通費をわたす

⇒下関駅へ移動

■9時間後1月7日 午前0時 ⑧下関鉄道警察から構内から退去を求められる

⇒午前1時50分 下関駅放火

※出所からの8日間に8つの公的機関と接触。

※二回の犯罪(刑務所に行くための行動)

しかし、根本的な対処なし。

NPO法人抱樸の対応

■1月9日 奥田が下関警察署を訪ねるが会えず。

差し入れのみ。

■2006年1月27日 起訴

■1月30日 拘置所面会(最初の面会)

⇒犯行の動機

⇒放火について一なぜ放火なのか？

⇒一番つらかった日、一番良かった日

■裁判

裁判傍聴……たった一人の傍聴席
情状証人(引き受け表明)

■求刑・結審 ⇒2008年3月12日 求刑 懲役18年
⇒生きて再会できない可能性

■判決 ⇒2008年3月26日 判決
懲役10年 未決期間600日
実質8年の判決

■判決文「刑務所を出所後、寒さをしのいでいた駅を追い出されたことから放火した短絡的な犯行。被害額は5億円以上で、列車運行にも重大な支障が生じた」「一方、被告人は軽度知的障害で、かつ、当時74歳という高齢でありながら、刑務所を出所後格別の支援を受けることもなかったもので、そのような中、被告人が所持金も有為に使えず、社会に適応できないまま、上記のような境遇に陥ったことについては、被告人のために酌むべき事情というべきである」

※弁護士より、「結果が求刑の半分以下なので、それ自体が控訴理由になる」とつけられる。

Fさんに対する控訴断念の嘆願

山口地方検察庁 検事正様宛

最後に判決後Fさんから届いた手紙の文面を添えます。

「ぼくは今深く反省しています。検事さんこうそしないでください。今度刑務所でたら奥田さんの所へ帰って一生懸命働きます。もう二度(と)お(な)じ罪は犯しません。どうか検事さんこうそしないで下さい。くれぐれもよろしくお願いします。ぼくもこうそはしませんから。(以後奥田宛の文面)ぼく元気で刑をつ(と)めてきますから奥田さんも元気で身体に気(を)付(け)てください。ぼくが刑務所出(た)とき奥田さんがむかえにこられるのを楽しんでいます。今ご、ぼくのことをよろしくお願いします。」

(3月27日消印カッコ内は奥田による加筆)

罪は罪です。裁かれて当然です。しかし私は、74歳の行き場がなかったホームレスの老人が、しかも刑務所にしか自分の居場所が見出すことができなかった困窮孤立の老人が、再び生きる希望を見出すことのできる社会でありたいと思います。Fさんを生きて更生させることは、社会の側の責任であると思いますし、ホームレス化していく現在の社会にとって大きな希望となると信じています。

上記のような事情です。どうぞ、情状を酌量いただき、控訴を断念していただきたいと思います。

A black and white photograph of a traditional Japanese building, possibly a temple or shrine, with a tiled roof and a large tree in the foreground. The building has a prominent entrance with a thatched roof and a large tree stands in front of it. The image is somewhat faded and has a grainy texture.

が目的だ。生活必需品の福祉とは生活福祉の制度があが、支給には原則「居住地位が必要（住所不定）では財見も難しい」入居中に職見も難しいに低賃金住宅、高齢者と障害者に福祉施設を紹介していくとい、自立への中間施設といった位置づけだ。

同機構は「北千代站冬構住宅に生まれ変わる元旅館」下関市が経営3丁目で

あれは自立してのこと
森松さん。「ホーレ」で
のと同じ陳書がある。行
政との連携も構築した
いと話す。同僚では
運動家などカンパを募
っている。間い合わせは
機嫌。Ogata・Goto
0770-1761

**下関にホームレス自立支援の場
元旅館、福祉住宅に再生**

[illegible]

有から寄贈
美作委員会、そして88
に所蔵。同様の書影が
九州市にもあり、こ
ま多の半ムシと名
ササリにちなみ、立
を渡して、立派な
自筆は、和歌をえ
04年、国府から九
の五ヶ村に、都立N
の天候格上り、下
同様に、上へ、下
市の半ムシは、半
人しか、半ムシ
は、北市で無れる
は、北市と南市
は、南出の半ム
が多く、いとい
通い出たに、半
を、下へ、下へ
な、野の、人、

ホームレス生まない町へ

北九州のNPOが来春オープン

北九州市のNPO法人「北九州ホームレス支援機構」が、下関市竹崎町の元旅館を路上生活者の住宅に改造している。入居費用を負担し、生活訓練なども行う。来春のオープンを予定している。

倉北区に建てて64歳以下の人の入居施設も開設。約200人が集立った。

下関市の住宅では、スタッフ3人が常駐。19人が入居でき、半年間の滞在中に料理洗濯教室などを開く。

家賃1月約3万円は最初

は立て替えるが、生活保護支給後、仕事が見つかった後から徐々に返してもら

う。高齢・病弱の場合は長期入居を認める予定。

運営資金は200・300万円が必要といい、寄付金を希望している。入居者の募集は、ボランティア

改造しているのは、元一ナカー土地建物と譲り受けた大丸旅館（木造2階建）で約4700平方メートル。北九州市民らの寄付500万円で8月に改造に着工。部屋数は19で、料理教室などが開けるホールも設ける。

2001年には同市八幡東区のアパートを借り、今回のモデルとなる自立支援住宅を開設。65歳以上の人を居させて、生活保護申請

同法人は1988年、北九州越後実行委員会として発足。牧師、主婦、会社員ら約60人で構成し、北九州市内の公園を回りながら約3,000人に年30回ほど布教を配布。医療相談にのった

なを包むせ、月約3万円の寄附を受け取っている。約70人が卒業し、アパートなどで自立生活を送っている。

04年がは市とタッグを組み、保健所の旧建物（小



改造が進む旧大丸旅館
(下関市竹崎町で)

同法人によると、下関市内には現在、15、20人の路上生活者がある。奥田知志理事長(43)は「ホームレスを生まない町を作りましよう」と訴えている。問い合わせは同法人(093・653・0779)へ。

北九州のNPO
所有者から寄贈

今秋にも誕生

から寄贈

外観



玄関



事件から7年後
2013年抱樸館北九州開所

居室30室、デイサービス、一般向けレストラン
生活サポートセンター、ボランティア本部

◎制度で分けしない施設の必要性
⇒第二種社会福祉施設(無料低額宿泊施設)
⇒障がい、高齢、女性、世帯等、支援が必要があれば、どんな人
でも受け入れることが可能。

食堂



デイサービス



その後の支援と現在の課題

- ①刑期実質8年
満期2016年8月
- ②文通続く
- ③奥田が身元引受人
- ④福岡県地域生活定着支援センター
NPO抱樸が受託(2010年)
- ⑤刑務所への定期訪問
- ⑥NPO抱樸職員の保護士が担当
- ⑦帰住先を奥田宅に設定

実刑11回76歳 心の居場所

牧師と文通 更生決意

「J」下関駅放火事件で26日に懲役10年の判決を受けた福田九右衛門被告(76)からの手紙を大切にしている牧師がいる。北九州市八幡東区の奥田知志さん(44)。身元引き受けを名乗り出て2年余り、難い知的障害のある被告と30通を交わした。孤独と貧困の日々を過ごした被告が受けた実刑判決は11回目だが、奥田さんは更生を信じている。(福田晋) Ⅱ一面参照

下関駅放火の被告

奥田さんが福田被告に初めて接したのは事件直後の06年1月。20代前半から放火をしては入出から出た時に誰も迎えにきてくれなかったことと答えた。文通が始まった。2カ月後、はがきにボールペンの字がびっしりと詰まっていた。「奥田さんしかたよるものもいせんから與々もよろしくお願ひしますお願ひします」自分に目をかけてくれる人がいる。率直な喜びが文面にあふれるようになった。「出所するとき奥田さんむかえにこられるのを楽しみにまっています」(07年3月)

す(06年9月)「今度こそ真人間になって人さまにめいわくをかけません」(10月)

奥田さんからの返事が少しでも空くと、不安な心境をのぞかせた。「ほく一人で生きていきます……お父さんもなくなりお母さんもなくなっています。きょうだいもありません。きょうだいもありません。世になんのために生まれてきたのかわかりません」(07年3月)

福田被告は手紙でも、出所しても迎える人がいなかったことを繰り返して訴えた。奥田さんは「刑務所に戻りたかったというのが本音だろう。刑務所が、行く場所のない人のセーフティーネットになっている」とみる。

判決は、障害のため表現能力に限りはあるが被告なりに反省していると認めた。ホームレスの支援活動をしている奥田さんは出所する日のために、福田被告が暮らせる場所を用意している。

小学生のころ、父親から火のついた薪を腹に押しつけられた記憶を打ち明けた。32歳年下の奥田さんのことを「父さんと思っています」と書いたこともある。

おかえりに向けた動き

①2015年秋⇒仮出所嘆願提出(奥田)

【専門家による質的支援】

②2016年春受入準備開始 総合ケースカンファレンス(専門職中心)

(1)保護観察所 (2)保護司 (3)北九州市精神保健センター

(4)抱樸館館長 (5)NPO生活サポートセンター

(6)NPOデイサービス担当 (7)KP引受人 (8)福岡県定着支援センター

③2016年6月2日 仮出所(北九州医療刑務所移送後)

⇒奥田宅にて生活開始(二か月予定)

④精神保健センター三井所長(当時・医師)による面談

【つながりによる量的支援】

⑤抱樸や教会で友人ができる ボランティア参加へ

⑥デイサービス抱樸通所開始(抱樸館内)

⑦二週間後、抱樸館でのお試し宿泊開始

⑧8月3日 満期！！抱樸館へ転居

⑨8月25日 下関駅訪問 謝罪(駅の対応に感謝！)

⑩2017年6月15日 生活保護決定(それまでは貯金で対応)

■問題解決型支援⇒アセスメントとプラン中心

主訴の明確化⇒焦点化・人を問題で捉える

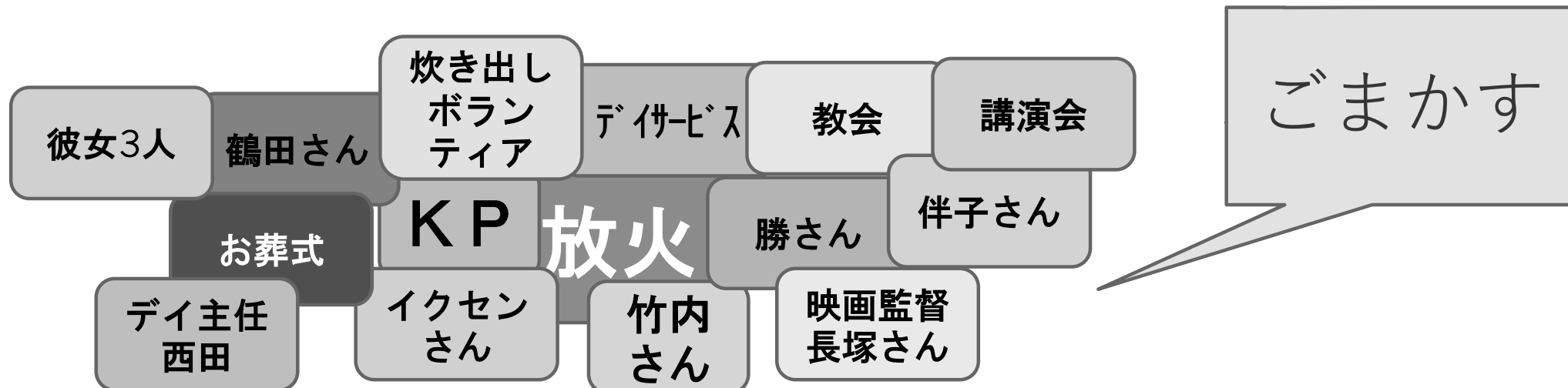
■伴走型支援 その人全体で捉える

ごまかしの支援⇒質より量・相対化

相対化⇒つながり・ステージ・関心を増やす

例) 前科11犯放火 第一段階専門職に因るケース会議

第二段階（日常化）・・・相対化・質より量



二〇一六年七月 抱樸デイケアにて
七夕短冊作成

「自分のしあわせ みんなのしあわせ」

■伴走型支援
⇒つながりの支援

■つながり
⇒他者の存在

■伴走型の成果
⇒その人の中に何
人の他者が存在す
るか。

※他者が生きる意
味や倫理を与える

抱樸が目指したものの「家族機能の社会化」

従来の社会構造⇒家族・企業と制度

現在・・・家族と企業の縮小

制度の隙間と制度との隙間

家族による
伴走があった

家族と企業の役割
日本型社会保障の基盤

家族の限界
制度へ

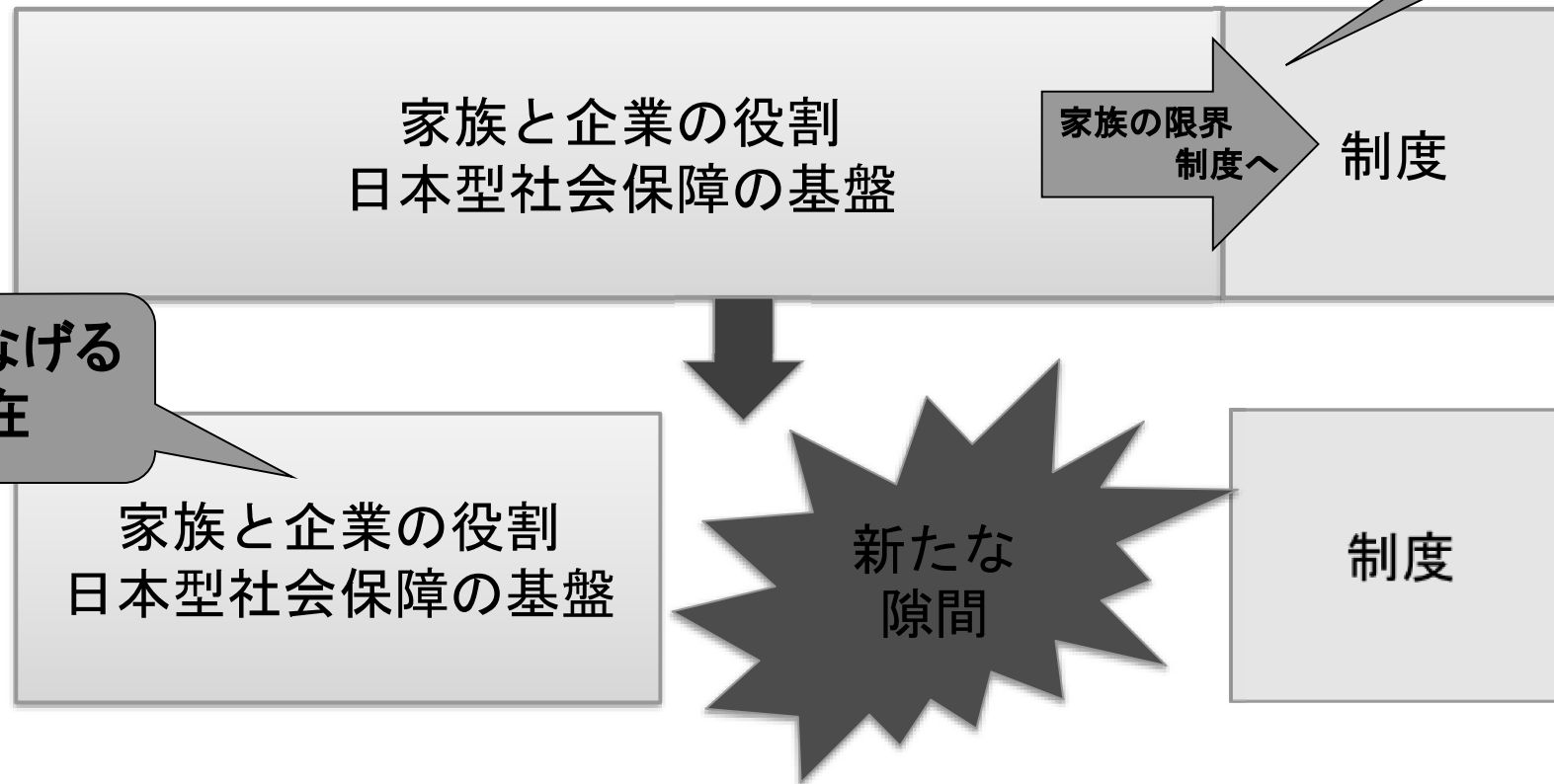
制度

制度につなげる
家族が不在

家族と企業の役割
日本型社会保障の基盤

新たな
隙間

制度



家族と企業の役割
日本型社会保障の基盤

NPO抱樸・地域
家族機能の社会化
社会的相続

制度

家族(家庭)モデルの5つの機能

社会保障・・・家族機能の社会化(赤の他人の登場)

①家庭内サービス提供

サービスの提供・・・住居、食事、睡眠、看護、教育、服飾、介護

※この部分の社会化も進行中・・・ファミマお母さん食堂、介護保険

②記憶の装置

記憶・・・アイデンティティとデータベース

③家庭外資源活用一つなぎ・もどしの連続的行使

家族のニーズに応じた社会的資源をコーディネート

もどし機能・・・社会資源淘汰機能

④役割と意味の付与・・・自己有用感確保・相互性の担保 助けられるから助けるへ

⑤何気ない日常(葬儀まで)・・・問題解決ではなく、生活そのもの

日常生活支援と言う新たな分野

※良い社会とは？・・・赤の他人が葬儀を出し合う社会

NPO法人抱樸 地域互助会

家族機能の社会化―地域共生社会

- ①誰でも入会可能 年会費6000円(月額500円)
- ②会員数270名(内当事者:なかまの会 150名)
- ③世話人20名 見守り活動(定期訪問)
- ④年間行事 バス旅行、花見、新年会、誕生日会
- ⑤サロン 卓球(毎週)、カラオケ(毎週)、かふえ(毎週)
- ⑥看取りと葬儀 互助会葬と偲ぶ会(追悼集会)

⇒大家の安心へ



葬儀は家族機能そのものの**地域共生社会**とは？
赤の他人が葬儀を出し合う社会**家族機能の社会化**





共同代表
向谷地 生良さん



共同代表
奥田知志

一般社団法人
日本伴走型支援協会

2021年春
お楽しみに



**ご清聴ありがとうございました
ございました。**

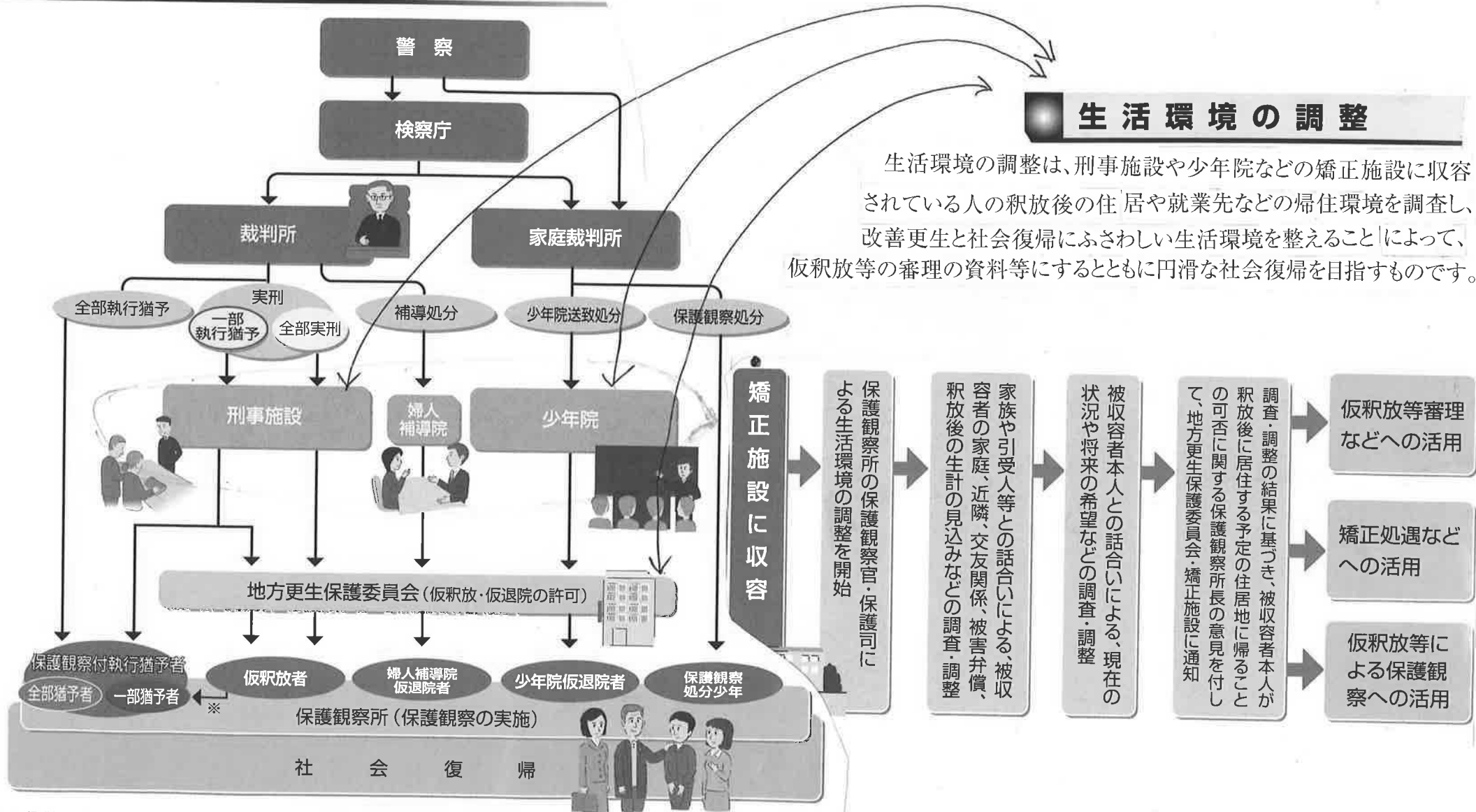
【基礎講座】

1 更生保護「保護観察所」

福島保護観察所

保護観察官 佐藤 英一

刑事司法手続の流れ



※保護観察付一部猶予者が仮釈放を許された場合は、仮釈放中の保護観察が終了した後、一部猶予期間中の保護観察が開始されます。

2 生活環境の調整

受刑者の帰住予定地を管轄する保護観察所では、刑事施設から受刑者の身上調査書の送付を受けるなどした後、保護観察官又は保護司が引受人等と面接するなどして、帰住予定地の状況を確認、住居、就労先等の生活環境を整えて改善更生に適した環境作りを働き掛ける**生活環境の調整**を実施している。この結果は、仮釈放審理における資料となるほか、受刑者の社会復帰の基礎となる。

刑の一部執行猶予制度の導入に伴う更生保護法の一部改正により、平成28年6月から、保護観察所が行う生活環境の調整について、地方更生保護委員会が指導・助言・連絡調整を行うこと、受刑者に対する調査を行うことが可能となり、調整機能の充実化が図られた。また、保護観察付一部執行猶予者について、猶予期間に先立って仮釈放がない場合、実刑部分の執行から猶予期間中の保護観察へ円滑に移行できるよう、地方更生保護委員会が、生活環境の調整の結果を踏まえて審理し（**住居特定審理**）、その者が居住すべき住居を釈放前に特定することができるようになった。令和元年に住居特定審理を経て住居が特定された者は241人（前年比72人増）であった（保護統計年報による。）。

令和元年に生活環境の調整を開始した受刑者の人員は、3万2,877人（前年比7.1%減）であり、このうち保護観察付一部執行猶予者の人員は3,001人であった（保護統計年報による。）。

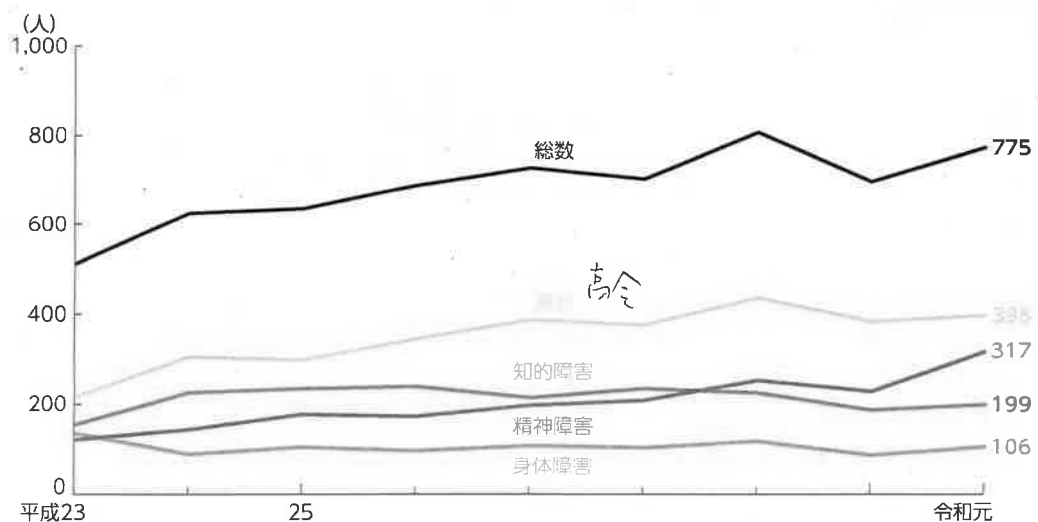
高齢者又は障害を有する者で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための取組として、**特別調整**（本編第4章第3節5項参照）を実施している。具体的には、福祉サービス等を受ける必要があると認められること、その者が支援を希望していることなどの特別調整の要件を全て満たす矯正施設の被収容者を矯正施設及び保護観察所が選定し、各都道府県が設置する**地域生活定着支援センター**（厚生労働省の地域生活定着促進事業により設置）に依頼して、適当な帰住先の確保を含め、出所後の福祉サービス等について特別に調整を行っている。特別調整の終結人員（少年を含む。）の推移（統計の存在する平成23年度以降）は、**2-5-2-4図**のとおりである。特別調整の終結人員は、24年度から増加傾向にあったが、30年度は減少し、令和元年度は増加に転じ775人であった（法務省保護局の資料による。）。

特別調整

高齢又は障害により特に自立が困難な刑務所出所者等の円滑な社会復帰のため、保護観察所では、「特別調整」を行っています。これは、厚生労働省の事業として各都道府県が設置する「地域生活定着支援センター」や矯正施設等と連携して、矯正施設出所後速やかに福祉サービス等を受けることができるように、必要な調整を行うものです。また、矯正施設出所後、直ちに福祉サービス等を受けることが困難な者に対しては、国が指定した更生保護施設において、福祉サービス等の調整や、社会生活に適應するための指導が行われています。

2-5-2-4図 特別調整の終結人員の推移

（平成23年度～令和元年度）



- 注 1 法務省保護局の資料による。
 2 本図は、統計の存在する平成23年度以降の数値で作成した。
 3 終結人員は、少年を含む。
 4 終結人員は、特別調整の希望の取下げ及び死亡によるものを含む。
 5 内訳は重複計上による。

【基礎講座】
2 矯正
「福島刑務所の現状と課題」

令和3年3月1日(月)

福島刑務所

上席統括矯正処遇官 北 野 博 文

(講座内容)

1 刑務所について

(1) 種類

(2) 概況

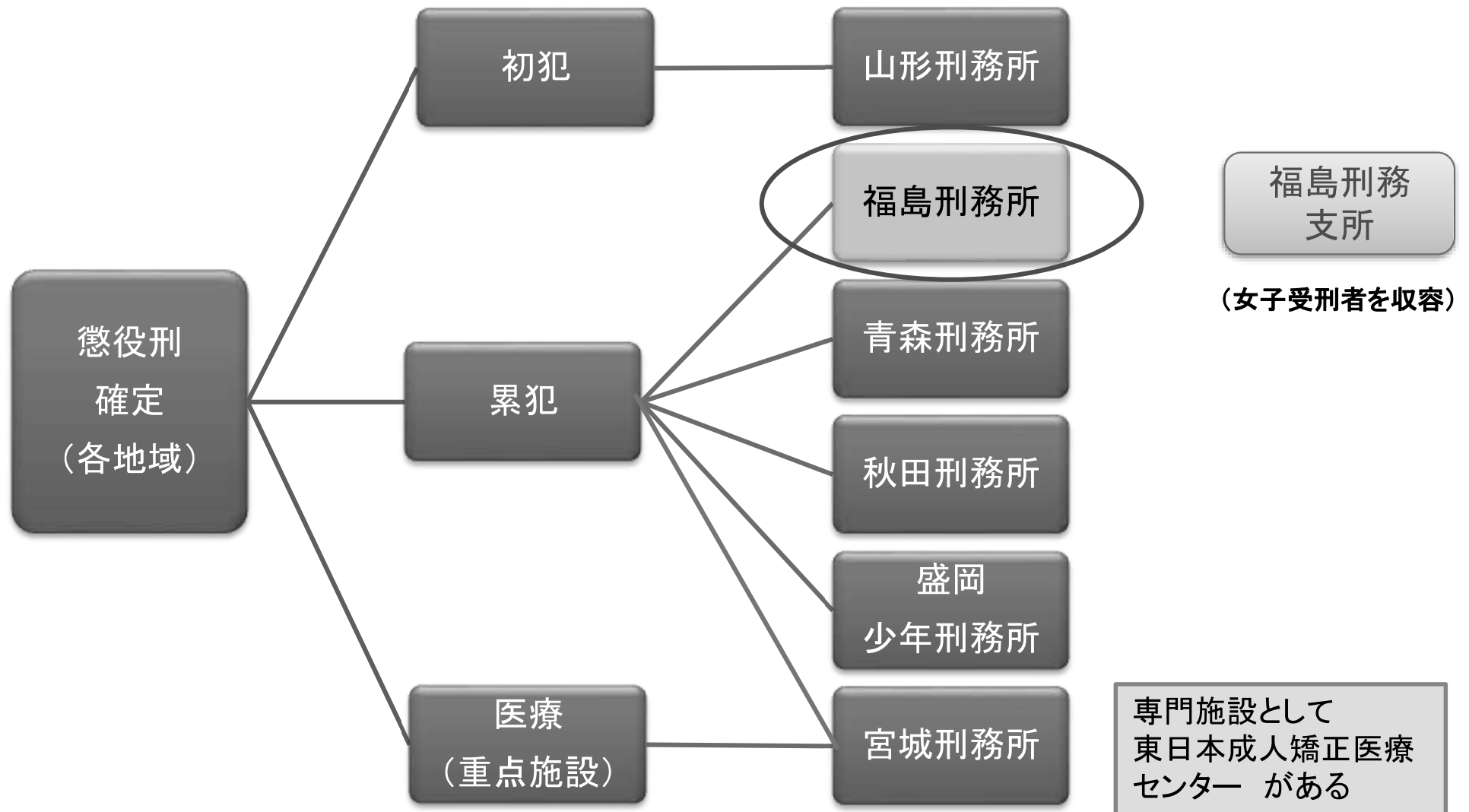
(3) 施設の取組



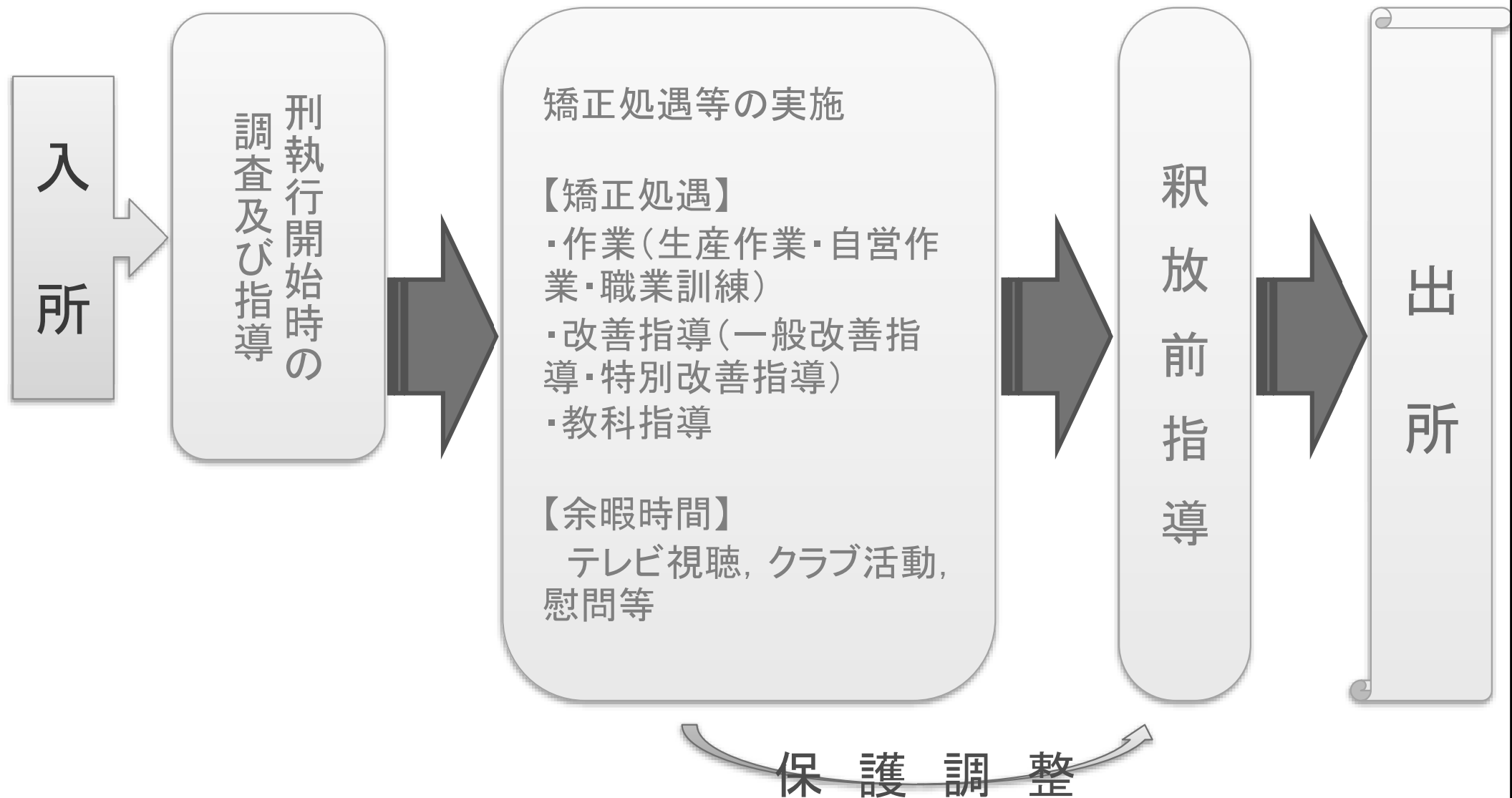
2 課題

「再犯防止」, 「福祉的支援」

刑務所の種類（仙台矯正管区内）



入所から出所までの流れ



被収容者の生活スケジュール

動 作	時 間
起 床	6 : 4 0
点 検	6 : 5 0
朝 食	7 : 1 0
出 室	7 : 3 0
始 業	7 : 5 0
休 憩	9 : 3 0 ~ 9 : 4 0
昼 食	1 2 : 0 0 ~ 1 2 : 2 0
休 憩	1 4 : 3 0 ~ 1 4 : 4 0
終 業	1 6 : 3 0
還 室	1 6 : 4 5
点 検	1 6 : 5 0
夕 食	1 7 : 0 0
仮就寝	1 8 : 3 0
就 寝	2 1 : 0 0

平 日

動 作	時 間
起 床	7 : 3 0
点 検	7 : 5 0
朝 食	8 : 0 0
昼 食	1 2 : 0 0
点 検	1 6 : 1 0
夕 食	1 6 : 2 0
仮就寝	1 7 : 3 0
就 寝	2 1 : 0 0

休 日

被収容者の食事

- ・主食 米:麦=7:3
- ・主食区分 A食 1600kcal (作業量多)
B食 1300kcal 上↓
C食 1200kcal (作業量少)
- ・1人1日当たりの食費 535円
- ・副食標準栄養量(1人1日)
成人男子 1020kcal

暖かいお茶等が付きま
すある日の夕食



朝食

- ・味噌汁
(キャベツ
・油揚げ)
- ・昆布豆
- ・ふりかけ
1パック
(野菜)

昼食

- ・肉うどん
- ・カブレモン
醤油和え
- ・白いんげん
豆煮

夕食

- ・チキンカツと
サラダロール(ソー
ス付き)
- ・ツナキャベツ
- ・胡麻味噌
れんこん
- ・キノコスープ

福島刑務所における取組

- 1 仮釈放の積極的な運用
- 2 対象者の特性に応じた指導・支援の充実・強化
 - ◎ 社会復帰支援指導プログラム
- 3 民間協力者・外部機関との連携強化
 - ◎ 就労支援—公共職業安定所との連携
 - ◎ 特別調整—地域生活定着支援センター

国・地方の取組

平成28年12月 「再犯防止推進法」制定

平成29年12月「再犯防止推進計画」(閣議決定)

「再犯防止のための施策」

＝地方自治体ごとに、計画を立てる

(自治体ごとに様々なバリエーションがある)

矯正施設から出所する人を

いかに社会で受け入れていくか・・・

Ⅱ・第3・1 高齢者又は障害のある者等への支援のための取組

1. 高齢者・障害のある者等の特性に応じた適切な支援を実施するため、アセスメント機能と福祉的支援の実施体制を強化
2. 刑事司法手続の各段階で必要な保健医療・福祉サービスの利用につなげるため、刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関との連携を強化



高齢者・障害のある者等への支援の重要性

- 出所後2年以内再入率は全年代の中で高齢者が最も高い
- 出所後5年以内に再入所した高齢者のうち、出所後6か月未満という極めて短期間で再入所した者が約4割
- 知的障害のある受刑者も再犯までの期間が全般的に短い傾向



高齢者・障害のある者等への支援における課題

1. 福祉的支援が必要な状況にあるにも関わらず、福祉的な支援の対象とならない場合がある
⇒ 具体的施策①・②
2. 取組状況の差などにより、地方公共団体や社会福祉施設等から必要な協力が得られない場合がある
⇒ 具体的施策②・③
3. 刑事司法の各段階において高齢者又は障害のある者等の状況の把握とそれを踏まえたきめ細かな支援を実施するための体制が不十分である
⇒ 具体的施策①・③

具体的施策

- ① 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実(P.16～17)
 - ア 福祉サービスのニーズの把握のため刑事司法関係機関のアセスメント機能を強化
 - イ 高齢者・障害のある受刑者等の体力の維持・向上や福祉サービスに関する知識等の習得に向けた指導を充実
 - ウ 釈放後速やかに適切な福祉サービスに結びつける特別調整の一層着実な実施を図るとともに矯正施設・保護観察所・地域生活定着支援センターなどの関係機関との連携機能を充実強化
 - エ 高齢者・障害のある者等を受け入れる更生保護施設に対する支援を充実
 - オ 刑事司法関係機関の職員に対する高齢者・障害のある者等の特性に関する研修の充実
- ② 保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化(P.17～18)
 - ア 地域福祉計画・地域医療計画の策定に当たり、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対する施策を総合的に推進するよう地方公共団体に助言を行うとともに関係部局と連携を図るよう周知
 - イ 委託費等の加算措置の充実を含め、社会福祉施設等の取組に対する評価について更なる検討を実施
 - ウ 保健医療・福祉サービスの利用手続の円滑化に向けた指針等を作成して地方公共団体に周知
- ③ 高齢者・障害のある者等への効果的な入口支援の実施(P.18)
 - ア 刑事司法関係機関における入口支援の実施体制の整備を推進
 - イ 一層効果的な入口支援の実施方策を含め刑事司法関係機関と地域の保健医療・福祉関係機関の連携の在り方の検討を実施



【参考指標】

- ・ 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数(基準値 704人)(平成28年度)

再犯防止推進計画に盛り込まれた施策の実施状況 2 ～高齢者又は障害のある者等への支援②～

アセスメント機能の強化

平成23年度～

刑事施設において知的障害用スクリーニング・ツールを用いた調査を実施。

平成30年度～

大規模な刑事施設 8 庁において、認知症スクリーニング検査等を開始。



社会復帰支援指導プログラムの実施

基本的動作能力・体力の維持向上のための健康運動指導や福祉制度に関する基礎的知識の習得を図るための指導を、刑事施設の職員だけでなく、地方公共団体や福祉関係機関等の職員、民間の専門家と共同で実施。高齢又は障害を有する受刑者 3 4 3 人に実施（平成29年 8 月～平成30年 3 月末）。



高齢・障害のある者の特性や福祉制度に関する職員研修の充実

高齢者や障害のある者の特性について理解を深めるため

- 集合研修（新規採用職員や幹部候補）において、福祉施設実務研修や施設職員の講義の実施
- 高齢・障害のある者を受け入れている更生保護施設での実務研修を実施
- 刑務官を対象に、認知症サポーター養成研修や福祉機関での実務研修を実施

特別調整の概念図

指定更生保護施設

A県刑務所・少年院

A県保護観察所



情報の提供
連絡・調整

一時的受入に
向けた調整



他県の地域生活定着支援センター

他県の福
祉等実施
機関

受入先の調整等

対象者

- ①高齢（おおむね65歳以上）又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があること
- ②釈放後の住居がないこと
- ③福祉サービス等を受ける必要があると認められること
- ④円滑な社会復帰のために特別調整の対象とすることが相当と認められること
- ⑤特別調整を希望していること
- ⑥個人情報の提供に同意していること

協力
依頼

連絡・調整

A県地域生活定着支援センター

A県福祉等実施機関

自治体福祉部等

地域包括支援
センター

福祉事務所

障害相談支援
事業者

医療機関

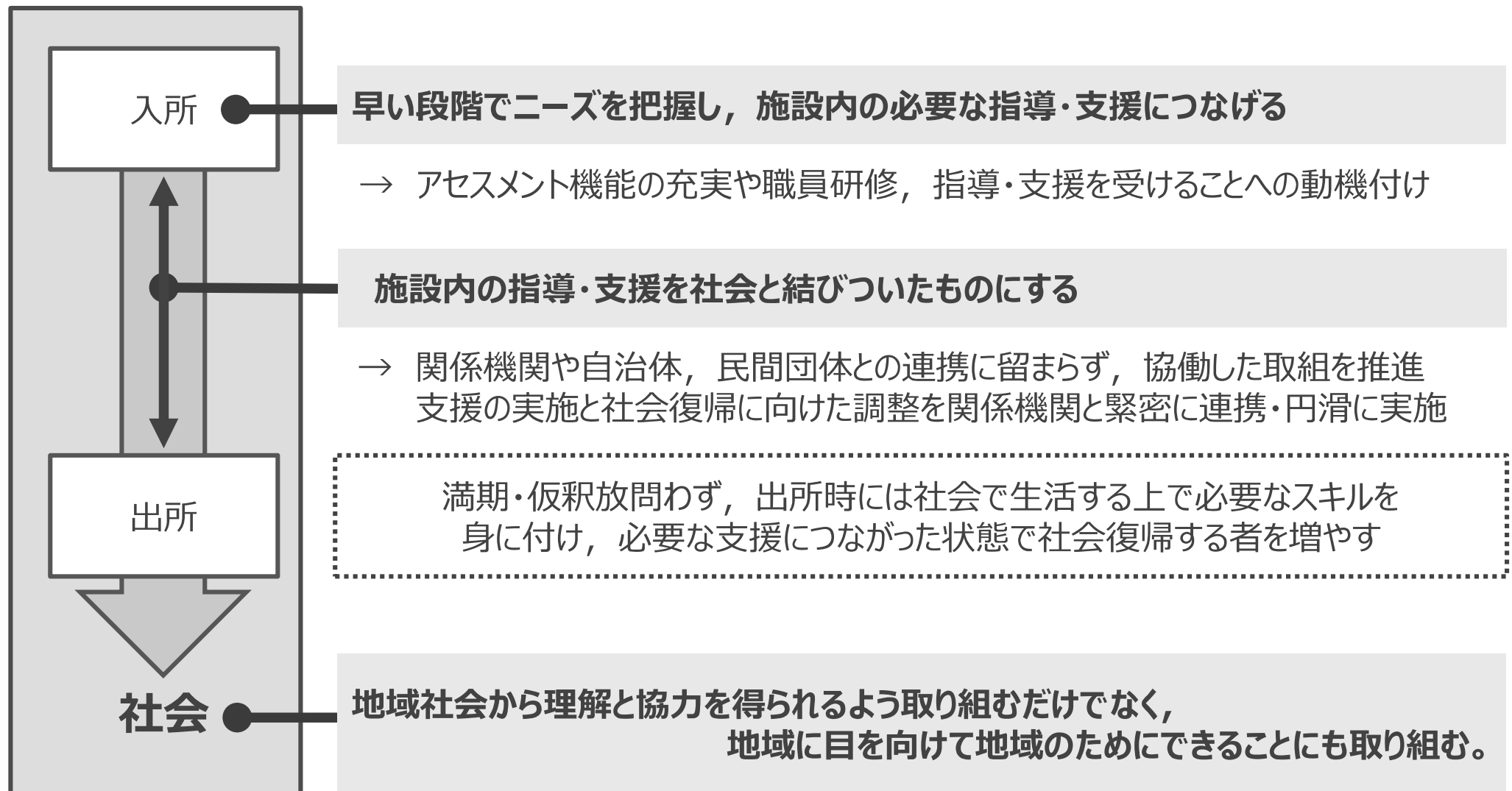
社会福祉施策

社会保険事務所

受入先の調整等

再犯防止をさらに進めるための 再犯防止推進計画を踏まえた矯正施設における取組の基本的考え方

「社会の中にある矯正施設」として 社会に向けた取組を矯正施設の中と外が一体となって推進



再犯の防止等に関する施策の成果指標 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

→再犯防止関連のデータについて経年比較等

出所受刑者の2年以内再入率の推移



(※) 2年以内再入率：出所年を含む2年間で受刑のために刑事施設に再入所した者の割合

再犯をしない・させない 新たな矯正の時代へ



分類調査担当

福祉支援担当

就労支援担当

作業指導担当

更生指導員
佐々木 孝一

工場担当

改善指導担当

医療担当

刑務官

受刑者の社会復帰に向けて、職業訓練や就労支援計画など、さまざまな取組が行なわれています。再犯を減らし明るい社会を目指して、新たな矯正の時代が始まりました。

全国地域生活定着支援センター協議会
北海道・東北ブロック
地域生活定着支援センター研修会

基礎講座「定着支援」

福島県地域生活支援センター所長 古山幸一

①地域生活定着促進事業について

- ・地域生活定着支援センターは、高齢又は障害により、福祉的な支援が必要な矯正施設退所者（特別調整対象者）について、社会への復帰及び地域生活への定着を支援しています。
- ・実際の事例を通して、福祉関係者や行政の皆様と、どのように関わりながら支援を進めているのか、一連の流れに沿って御紹介いたします。

②特別調整対象者「A」さん

【年齢等】40歳代、男性

【障害等】**精神保健福祉手帳2級所持**（統合失調症）

知的障害の疑い（IQ50、療育手帳なし）

【犯 罪】

①**窃盗（懲役10月）** →初入

医療保護入院中の病院を抜け出し、徒歩で自宅に帰る途中、鍵の付いた軽トラックを運転。コンビニに立ち寄り逮捕。

②**建造物侵入・恐喝未遂（懲役1年6月）、猶予3年** →取消

店舗で付けの支払いを催促され、母親にお金を要求するも断られ、コンビニで恐喝。「警察を呼ぶ」と言われ逃げ出し、その足で店舗に行き謝罪。自宅に戻ったところで逮捕。

③特別調整対象者「A」さん

○家族は、両親と祖母。（**父は厳しく叱られた。母は優しい。**）

小中学校は普通学級。定時制高校卒業後、家業の農業を手伝う。

○本人は、**思う通りにならないと癇癢**を起し、父親が止めていたが、父親は事故で他界。祖母も他界。

○母親は食品工場で夜間勤務。本人は、毎日小遣い千円をもらいお金が無くなると母親に要求。母親に対する**家庭内暴力**があった。

➡**特別調整対象者**は、障害特性により自己・感情統制が難しい方や、家庭・生育環境に課題（貧困・暴力・ネグレクト等）のある方が少なくないが、**福祉的支援に繋がっていないケースが多い。**

④ 支援スタート

○特別調整対象者に選定されると、保護観察所から定着支援センターに協力依頼がなされる。（概ね出所 6ヶ月前）

○定着支援センターによる本人面接

- ・矯正施設の福祉専門官や社会福祉士と事前打合せを実施。
（慣れない刑務官には興奮する時がある。知的制約が大きい。）
- ・本人面接で、体調や家族関係、出所後の生活等について聴取。
（本人は、地元に戻って生活したいとの希望。）
- ・面接終了後、矯正施設側と支援の方向性や手続き等を確認。

⑤ 福祉サービス等の利用調整

○今回は、医療保護入院の退院調整の際に、障害支援区分認定調査など、福祉サービスの利用調整が進められていたので、当該市町村担当者及び相談支援員に相談をした。

- ➡特別調整対象者に選定後は、本人の個人情報の提供が可能です。
- ➡福祉サービスの実施主体である市町村には、早めに相談し、受刑中に障害・介護認定調査や障害手帳申請など、出所に向け準備を進めます。
（所内での調査、医師意見書の作成も可能。）
- ➡過去に利用歴がある相談支援事業所や福祉施設、帰住先の基幹相談支援事業所や地域包括支援センター等に相談します。

⑥福祉サービス等の利用調整

○支援会議の開催

- ・今回のメンバーは、市町村、相談支援員、母親、定着。
- ・家庭内暴力があり自宅には戻れないことを確認。
- ・一旦、精神科に入院し、その後、GH等に入所する方向で調整を進めることとした。（保証人は母親）

➡特別調整者の場合、保証人や緊急連絡先を確保できないケースが多い。
認知症等で身寄りのない方も多いため、首長申立てによる成年後見制度の利用も増加している。

⑦福祉サービス等の利用調整

○医療機関に入院を打診

- ・医療保護入院をしていた精神科病院に相談したが、当時の問題行動を理由に入院は拒否。
- ・出所後、一時的な入院が必要になることも想定し、入院病床のある通院医療機関を確保した。

○相談支援員・定着による本人面接

- ・出所後は、自宅に戻れないこと、GH等を確保する予定であることを本人に説明して了承を得た。

➡福祉施設職員等による矯正施設内での面接は可能で、特に回数制限もない。

⑧福祉サービス等の利用調整

○入所可能な福祉施設の確保

- ・複数のG H等に受入れを打診したが不調。
- ・宿泊型自立訓練施設の短期利用が可能になった。
(施設職員による面接を行い受入決定。)
- ・その後、G Hの確保にも見通しが立った。

➡入所可能な福祉施設の確保に向けて調整を進めますが、犯罪者というだけで敬遠されたり、保証人が確保できず利用できないケースなどが少なくない現状です。

⑨フォローアップ

○矯正施設を退所して宿泊型自立訓練施設へ入所

- ・定着が矯正施設まで迎えに行き、地元で母親とも合流。
(母親は、幼子のように本人の世話をしていた。)
- ・その後、市町村にて各種行政手続きを行う。
- ・施設へ移動。入居説明を受け、地域生活スタート。
新しい環境に馴染めるか心配したが、数日後訪問すると、直ぐに話し相手も出来て、2週間、問題なく過ごした。
(母親と離れ、施設で暮らすことに抵抗がない様子。)

⑩フォローアップ

○GHへ移動

・再度、生活環境が変わるため、心配したが、予想外に早く馴染んで安定した生活を送る。

・日中活動は、自立訓練施設の作業所を継続利用。

作業所でも問題はなく、得意な農業の仕事をしたいと意欲も示す。

・本人との面接で「今の生活は楽しい。」

➡矯正施設退所後、ある程度生活が安定するまでは、福祉施設等の方々と緊密に連絡を取りながら、支援していきます。

⑪フォローアップ

・問題なく半年経過。自分なりの居場所を見つけられたかな？

・良好な関係にあったGHの職員（年配の優しい女性）に対し、タバコが我慢できず、イライラして癪癢を起した。

・最近、変な時間に起きたり、少しイライラしていたので、精神科の診察を受ける予定だった。

○ケア会議を開催。病院に相談し、レスパイト入院。

現在、主治医も入り支援会議を開催中。（GHに戻る予定。）

➡福祉施設入所後も、問題等が発生すれば、定着支援センターも一緒に対応します。

⑫おわりに

- 各道県の定着支援センターにより、若干異なると思いますが、基本的な支援の流れは以上のとおりです。定着支援の役割は、司法から福祉へのバトンタッチですが、必要なフォローアップは皆さんと一緒に対応します。
- 特別調整対象者には、福祉施設に入所後も、問題を起こしたり、再犯してしまう方がいます。今回で３度目の特別調整の方を支援していますが、本人の考えや行動も少しずつ変化しており、現在は、GHを退所し、念願のアパートで自立した生活を送っています。
今後とも、少し長めのスパンで伴走型支援を心掛けたいと考えています。
- 定着支援業務について、御理解と御協力をお願いします。